

高知市行政改革推進委員会条例

(平成27年4月1日条例第22号)

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化及び市民の多様な要望に対応する簡素で効率的な市政を実現するため、高知市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議を行うものとする。

- (1) 高知市行政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 高知市行政改革大綱に基づく行政改革の実施に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、行政改革の推進に関する事項

2 委員会は、前項各号に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、市長が委嘱する委員14人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員（以下「会長代理」という。）がその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において置かれていた高知市行政改革推進委員会（高知市行政改革推進委員会設置要綱（平成7年10月17日制定）の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧委員会」という。）は、委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際に旧委員会の委員として市長から委嘱されている者及び旧委員会の会長に選任又は会長代理に指名されている者は、施行日において委員会の委員に委嘱され、又は会長に選任若しくは会長代理に指名されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧委員会の委員並びに会長及び会長代理としての残任期間に相当する期間とする。